



# 島根県報

平成26年2月12日（水）

第2,570号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	2
解除予定保安林	（　　〃　　）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	3
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（　　〃　　）	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（　　〃　　）	6
廃川敷地等の発生	（河川課）	7

### 【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（中小企業課）	7
--------------------------	---------	---

### 【特定調達公告】

粉末積層型鋳鉄用鋳造型装置一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	（産業振興課）	8
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係 る一般競争入札の落札者等	（下水道推進課）	8
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係 る一般競争入札の落札者等	（　　〃　　）	9
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る一 般競争入札の落札者等	（　　〃　　）	9

**告 示****島根県告示第64号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
久長 恒洋	外科	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368-4	平成26年 1月31日
重富 雄哉	内科	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368-4	平成26年 1月31日

**島根県告示第65号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
益田市虫追町口421、口422、口424
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第66号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
益田市美都町板井川863、863-1、864、865、1598
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第67号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町長良532-1、532-2

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第68号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

雲南市掛合町波多1983-5

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第69号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

多伎町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

## 島根県告示第70号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

安来プラーナ 島根県安来市安来町761-4

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448-1

#### (3) 変更しようとする事項

##### ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）4,484平方メートル

（変更後）4,534平方メートル

##### イ 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）231台

（変更後）257台（店舗敷地内南西側に追加）

##### ウ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）90台

（変更後）64台（店舗敷地内南西側の一部減少）

##### エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時00分から午後10時00分まで

（変更後）午前9時00分から午後10時00分まで

##### オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分から午後10時30分まで

（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

##### カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）5箇所

（変更後）7箇所（店舗敷地南西側に2箇所追加）

#### (4) 変更する年月日

(3)ア、イ、ウ及びカ：平成26年10月1日

(3)エ及びオ：平成26年2月1日

- 2 届出年月日  
平成26年 1月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
安来市産業振興部商工観光課（安来市伯太町東母里580番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先  
松江市殿町 1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
    - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - エ 意見の内容
    - オ 意見を述べる理由
  - (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第71号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合川津店 松江市西川津町612番地 1
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号
  - (3) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前）やよい川津ショッピングセンター  
（変更後）丸合川津店
  - (4) 変更の年月日  
平成25年 9月24日
- 2 届出年月日  
平成26年 1月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成26年2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセナートライアル松江店 島根県松江市山代町1005番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）駐輪場1：31台（建物西側）

（変更後）駐輪場1：8台（建物西側）

駐輪場2：23台（建物西側）

(4) 変更する年月日

平成26年10月4日

#### 2 届出年月日

平成26年2月3日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第73号

大田市道小屋原池ノ原線道路改良事業の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県県央県土整備事務所大田事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称  
二級河川静間川水系三瓶川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成26年 2月12日
- 3 廃川敷地等の位置  
大田市三瓶町小屋原432番 2 地先から同429番 3 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 59.77平方メートル

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
やよい川津ショッピングセンター 島根県松江市西川津町612番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号
- 3 承継の年月日  
平成25年 9月24日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
協同組合やよいデパート 鳥取県米子市角盤町一丁目168番地
- 5 承継の理由  
売買による建物の譲渡があったため
- 6 承継に係る店舗面積  
2,989.50平方メートル
- 7 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
粉末積層型鋳鉄用鋳型造型装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ホクシン 代表取締役社長 前野 光正 福井県福井市経田1丁目104番地
- 5 落札金額  
153,144,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成25年12月10日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称  
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
宇部・山陽ロジス・JR貨物・萩森・クリエイト共同企業体 代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 佐々木静次  
山口県宇部市大字小串1978番地の2
- 5 落札金額

85,374,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年12月10日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）

3 落札者を決定した日

平成26年1月29日

4 落札者の氏名及び住所

宇部興産・クリエイト共同企業体 代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長  
佐々木静次

山口県宇部市大字小串1978番地の2

5 落札金額

64,335,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年12月10日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）

3 落札者を決定した日

平成26年1月29日

4 落札者の氏名及び住所

やすぎ農業協同組合 代表理事組合長 山根盛治

島根県安来市飯島町1205番地 1

5 落札金額

43,524,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年12月10日